

教第74号議案

神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則について
神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則を次のように制定する。

平成31年1月28日提出

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

神戸市教育振興基本計画検討委員会設置規則

(設置)

第1条 執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）第1条第2項の規定に基づき、神戸市教育振興基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、神戸市教育振興基本計画策定のための基本的事項及び計画案について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 保護者の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了

したときは、解嘱されるものとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取等に関する協力の要請)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取並びに第三者からの資料の提出に関し、協力を要請するものとする。

(除斥)

第8条 議案について直接の利害関係を有する委員及び臨時委員は、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議の公開等)

第9条 審議会は、これを公開する。ただし、委員の発議により、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で議決したときは、この限りでない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課において処理する。

(施行細目の委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この規則は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

第3期 神戸市教育振興基本計画の策定について

1 計画策定の趣旨

神戸市では、平成15年度から「特色ある神戸の教育推進アクティブプラン」、次いで平成20年度に「神戸市教育振興基本計画」、平成25年度に「第2期神戸市教育振興基本計画」を策定し、「人は人によって人になる」の理念の下、「心豊かにたくましく生きる人間」の育成を目指し、教育の充実に取り組んできた。

また、平成28年1月には「神戸市教育大綱」を策定し、小中学校を中心とした学校教育に焦点を絞り、7つの方針を定めた。

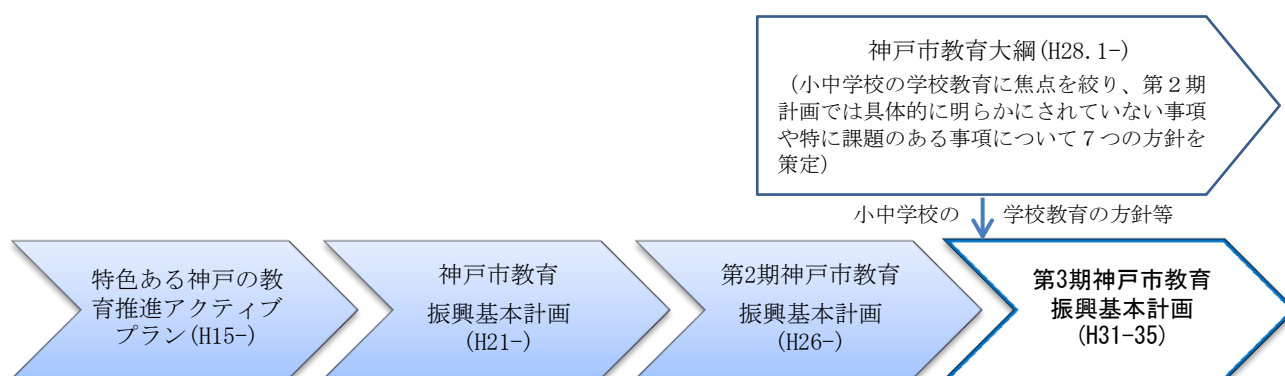
一方、国においては、平成30年度に「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成」「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会（地域・国・世界）の持続的な成長・発展」を目指す「第3期教育振興基本計画」を策定し、「教育立国」の実現に向けた取り組みを進めている。

そうした背景及び「第2期神戸市教育振興基本計画」の期間終了を踏まえ、本計画を継承・発展させた「第3期神戸市教育振興基本計画」を定め、今後5年間の教育の充実にに向けた方向性等を定める。

2 位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づく「神戸市教育大綱」を踏まえて策定する。

また、本計画は、市政全般の基本方針である「神戸2020ビジョン」の部門別計画であり、関連する他の部門別計画との整合を図りながら、教育施策を推進する。



3 対象範囲

神戸市教育委員会が所掌する教育の取組を範囲とする。

なお、第2期神戸市教育振興基本計画において範囲としていた、市民スポーツ・国際スポーツに関することは「神戸市スポーツ推進計画」に、青少年育成については「神戸市次世代育成支援対策推進行動計画～新・神戸っ子すこやかプラン」に委ねる等効率化を図り、計画の重点化を行う。

策定主体は神戸市教育委員会とする。

4 期 間

平成 31 (2019) 年度から平成 35 (2023) 年度まで (5 年間)

5 構 成

重点事業毎に、方策や 5 年間の主な取組、指標等を記載する。

6 神戸市教育振興基本計画検討委員会

学識経験者や保護者、地域・事業者、経済界の代表等を委員の構成とする。

7 策定スケジュール (予定)

「組織風土改革のための有識者会議」の議論を踏まえ、検討委員会を開催していく。

